

お 願 い

団体退職者の住所未登録者、不明者を探しています。

全国46,000人、県内1,600人が未登録となっています。

農林年金では、令和2年4月1日の改正法施行以降、特例一時金の支払いを進め、令和4年3月支払い時点で、75万人と言われる対象者のうち、約56万8千人に2,400億円の特例一時金の支払いを行いました。

今後、一時金の支給期限である令和7年3月末までに全ての対象者に支払いを行うためには、残りの対象者に手続きを行って頂く必要がありますが、団体を退職された方の中に、農林年金に住所が登録されていない方（住所未登録者）、転居等で住所が不明となり一時金受取のための書類等をお送りできない方（住所不明者）が全国に46,000人余り、愛媛県内には、1,600人（対応困難者含む）が存在しています。そのため、農林年金では、住所未登録者、不明者を探しています。

お心あたりの方がいらっしゃいましたら以下の情報をお伝え下さい。

（対象者）

平成14年3月末までに1年以上勤務期間（農林年金組合員期間）がある方

（お伝え頂きたいこと）

以下の連絡先にご本人様からお電話するようお願い下さい。

0120-199-155 農林年金住所登録センター

又は、03-6260-7808 農林年金管理徴収課

農協・漁協・森林組合・経済連・青果連

等にお勤め「**特例一時金**」を受けとれます!

令和2年6月15日から令和4年3月送金時点までに、**56万8千名**の方に**2,400億円**の一時金をお支払いいたしました。

しかし、住所が未登録の方は一時金を受け取るための手続き書類をお送りすることができていません!

※1 平成14年3月31日までに1年以上の農林年金の組合員期間がある方 ※2 対象団体は農協、漁協、森林組合、農林共済、厚生連等院、土地改良区、農協会連、たばこ協同組合、農林厚生連協会など
※3 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員が退職給付制度の統合を図るための農林漁業団体職員が退職給付給付を請求する等の法律の一部を改正する法律（平成30年5月25日）に基づき支給する特例一時金

お問い合わせください
フリーダイヤル
0120-199-155
受付時間：9時～17時（土・日・祝日を除く）

農林年金
農林漁業団体職員共済組合
農林年金住所登録センター
東京都台東区秋葉原2-3

詳しくは「農林年金」で検索
農林年金
✉kanrichosyu@norin-nenkin.or.jp

QRコード
ツイート @norin_nenkin で検索

愛媛県農林年金連絡協議会